

幸福の憲法学

木村 草太

Kimura Sota

まえがき

幸福を望まない人はいない。でも、人はしばしば、幸福を遠ざけるような選択をしてしまっている。その良い例が、近年の選挙だ。2024年11月のアメリカ大統領選でドナルド・トランプ氏は秩序の破壊者としてふるまい、それが大きなアピールになった。日本の選挙でも、既存の政党を忌避し、「これまでの政治家と違う、何か大きなことをしてくれそうな候補」の得票数が増えてきている。

こうした状況を見ていて、長尾龍一・東京大学名誉教授のカル・シュミット評が思い浮かんだ。長尾教授は、シュミットについて、「妥協可能な人間的対立を絶対的な神学的対立へと高め」、破壊的な「終末に賭けて平常心を喪失した」思想家だと評した（長尾龍一『リヴァイアサン…近代国家の思想と歴史』講談社学術文庫、1994年、138頁）。

破壊的終末への期待は、なぜ生まれるのだろうか。破壊したところで建設的なものが生成される保証などどこにもないのに、もっと言えば、現状よりもさらに悪くなる可能性が

高いのに、なぜ、人々は破壊に賭けるのだろうか。

それは、現状があまりにも不幸だからだろう。現状が辛^{つら}すぎれば、「手当を数パーセント増やす」とか「既存政党の間で政権交代する」といった微調整ではどうにもならないと感じる。だから、「これまでには見たこともない巨大な破壊が必要だ」と考えるのも、かなり論理的だ。

しかし、結局のところ、破壊からは何も生まれない。あとに残るのは、際限のない混沌だけだろう。不幸を感じる人々に破壊的な終末のビジョンを提供する態度は、一時的な爽快感を与えることはあっても、幸福への道を示しはしない。それは、彼らの幸福を願う態度として誠実ではない。

では、憲法は幸福に対して、どのような姿勢をとっているのか。

法は問題に対し、何かを「与える」ことで解決しようとすることが多い。例えば、金銭的に困窮している人には、お金を与える。介護等で人手が足りなければ、介護サービスを与える。

しかし、不幸を感じる人に、幸福を「与える」ことなどできないし、「幸福になるための方法」が書かれた本の通りに実践してみたところで、幸福が必ず得られるものでもない。幸福は、モノでも金銭でもサービスでもない。主体的に求めていくことによって、手にするものだ。だから、憲法は幸福に関連して、「幸福を受け取る」権利や「幸福になる」権利ではなく、「幸福追求」の権利を保障した（憲法13条後段）。

幸福を追求しようとする個人を支え、寄り添う。これが、憲法の姿勢だと思う。

憲法問題の多くは、「何かがおかしい」「^{おとし}貶められているように感じる」といったモヤモヤを発端にして発見される。そうしたモヤモヤに対し、法律家は「判例法理ではこんな風に処理されます」「有名な学説がこう言っているから、それに従って考えるべきだ」と権威主義的に答えがちだ。権威によって障壁が打倒されることもあるのだけれど、この本でしたいのは、そういうことではない。モヤモヤを抱える人の考えや感覚に、憲法がどう寄り添おうとしているのかを、丁寧に考えていきたい。

いくら寄り添ったところで、問題が解決するとは限らない。ただ、憲法とともにモヤモ

やを整理していくことで、何が傷つけられたのかが明らかになることもあるだろう。「悪いのは自分ではない」と自信が持てることもあるだろう。そうした経験が、自分の求める幸福に、よりはつきりした形を与えてくれることもあるだろう。それこそが、幸福への第一歩だ。

この本で考えたことが、そういうきっかけになってほしいと願っている。

本書では、以下の内容を扱っている。

- 第1章 「プライバシー権」の難しさ——個人情報に関する権利を考える
- 第2章 「個人の尊重」と「公衆衛生」——アルコール依存症の視点から
- 第3章 他者の思想を勝手に表明してよいのか？——国葬の名義と思想の自由
- 第4章 同性婚を求める声に誠実に向き合っているのか？——日本家族法の意義と社会的承認としての婚姻

第5章 「同居親Ⅱわがまま」という差別に抗するために——非合意・強制型共同親権

推進論の背景にあるもの

第6章 「氏の意義」を決めるもの——夫婦別姓問題

第7章 声を上げることの意味——今日の人権の位置

第1章では、近年、重要度を増す個人情報に関する権利の意義を検討した。第2章では、憲法に関する本ではあまり議論されてこなかった「公衆衛生」（憲法25条2項）という概念をどう捉えるべきかを考えた。第3章では、国葬で感じたモヤモヤが何だったのかを検討している。第4章〜第6章は、個人の幸福と深く関わる家族に関する法律を、憲法の観点から分析した。

第7章では、人権に対するシニカルな態度が蔓延まんえんしたとしても、それでも、声を上げ続けるべきだし、上げ続けていいはずだ、という確信を提示したい。

目次

まえがき

第1章

「プライバシー権」の難しさ

——個人情報に関する権利を考える

はじめに——プライバシー権のやりすぎ？

1 プライバシー権の歴史

(1) 名誉権

(2) 私生活情報・秘密保護権

(3) 生活平穩権

(4) 個人情報不正利用されない権利

(5) 適切なデータ管理システム構築請求権

2 プライバシー権から人間関係構築の自由へ

(1) 自己情報コントロール権の概念

第2章

「個人の尊重」と「公衆衛生」

——アルコール依存症の視点から

はじめに——「個人の尊重」と自律的な個人

1 アルコール依存症

2 憲法25条と公衆衛生の増進

3 公衆衛生の概念

4 日本におけるアルコール依存症

5 アルコール健康障害対策基本法

おわりに——個人の自律の前提としての「公衆衛生」

(2) 自己情報コントロール権の副作用

(3) プライバシー権のどこが好きだったのか？

(4) プライバシー権の今後

(5) 人間関係構築の自由へ

おわりに——幸福な人間関係

第3章

他者の思想を勝手に表明してよいのか？

——国葬の名義と思想の自由

はじめに

- 1 ハード国葬とシークレット国葬
 - 2 2022年の国葬の概要
 - 3 州標語のナンバープレート裁判
 - 4 「国全体として」の意味
 - 5 誰のどんな自由を問題とするのか
 - 6 名義を勝手に使われない権利
 - 7 名義を使うのは何が問題なのか
 - 8 ソフト国葬への三つのアプローチ
- おわりに

第4章

同性婚を求める声に誠実に向き合っているのか？

——日本家族法の意義と社会的承認としての婚姻

はじめに

1 日本の婚姻法制と同性婚

2 同性婚を求める動き

3 同性婚訴訟と原告の声

4 社会的承認としての婚姻

5 裁判所の判断

おわりに

第5章

「同居親Ⅱわがまま」という差別に抗するため

——非合意・強制型共同親権推進論の背景にあるもの

はじめに

第6章

「氏の意義」を決めるもの——夫婦別姓問題

はじめに

1 現在の制度はそもそも夫婦別姓なのか？

(1) 氏の沿革

(2) 現行の制度

1 離婚後の親権に関する法制

2 非合意・強制型の共同親権

3 親の権利と父母の平等

4 想像力と子の権利の欠落

5 誰に対する権利なのか？

6 発言の軽さ

7 シングルへの不信？

おわりに

2 通称使用は勘定に入れません

(1) ニーズを否定する論法

(2) 通称使用を勘定してはいけない理由

3 選択的夫婦別姓問題で誰が差別されているのか？

(1) 女性差別という指摘

(2) 同姓希望カップルと別姓希望カップルの区別

(3) ゼミ生たちの発見

(4) 「性別＋信条」の複合差別

4 何が氏の意義を決めるのか？

(1) 原告らの氏に家族の呼称の意義はない

(2) 原告らの氏の意義は法律が決める!?

(3) 氏の現在

(4) どうすればいいのか？

おわりに

声を上げることの意味——今日の人権の位置

はじめに——人権は無駄なコストなのか？

1 天賦人権論の衰退と再生

2 現代的レイシズム構文——もう十分だ

3 偽善構文と人権は役に立ちます論——役に立たなきゃいけないのか？

4 人権は代替も相対化もできない——自分の人権を捨てる人はいない

5 何をなすべきか？——アジェンダ設定と想像力

おわりに——一人でも声を上げる

あとがき

第1章

「プライバシー権」の難しさ
——個人情報に関する権利を考える

はじめに——プライバシー権のやりすぎ？

「プライバシー権は大事ですか？」と聞かれたら、「もちろん大事です」と答える人が多いだろう。私自身、プライバシー権には思い入れが強い。しかし、憲法学者（というより法律家）の間では、「そもそも何ものなのかがわからない」との警戒感が強い。さらに最近では、「プライバシー権はやりすぎだ」などと、敬遠する人までいる。

専門家はなぜ懸念を持っているのか。まず「何ものなのかがわからない」という点から考えてみよう。

「プライバシー権の侵害」と言われて、あなたはどんなことを想像するだろうか。「お風呂に入っているところを覗かれたら嫌だな」「恋人との関係を噂されて鬱陶しい」などと感じた経験はあるかもしれない。

ただ、プライバシー権の侵害は、より広く理解されている。病気の噂が広められること。ストーカーに住所を伝えられること。職場に前科を知られること。古い住所に年金のお知

らせが届くこと。大学が学生の成績簿を杜撰ずさんに管理すること。ウェブ広告企業が勝手にクッキーを使ってターゲット広告を打つこと。

これらはすべて「プライバシー権の侵害」だと言われる。しかし、あまりに多様な事例が含まれていて、「プライバシー権とは何なのか」がわかりづらくなってしまっていないだろうか。

次に、「プライバシー権のやりすぎ」について。

一般的な教科書では、「プライバシー権」は、自分自身のあらゆる個人情報データをコントロールできる権利、と定義される。本人の同意なしに、個人情報データを収集・利用・開示・加工することはプライバシー権の侵害になる。

「自分の身体は自分のもの」という感覚の延長で、「自己情報も自分のもの」という感覚は理解しやすく、この定義自体も受け入れやすいかもしれない。

しかし、例えば、こんなケースを考えてみよう。大学生のBさんが友人のAさんから風邪で休んでいた日の授業ノートを借りた。Bさんが勉強していると、友人のCさんが隣にやってきて、「そのノート、きれいにとれているね。僕に貸してくれない？」と言う。こ

のとき、Bさんは「ごめん。これAさんから借りたものだから、勝手に貸せないんだ」と返事した。

このケースで、BさんはAさんの同意なしに、「Aさんという人物がこの大学に属している」「Aさんはきれいなノートがとれる優秀な人物だ」「AさんはBさんにノートを貸した」といったAさんの個人情報をも「開示」してしまったことになる。また、CさんはAさんの同意なしに個人情報をも「収集」したことになる。「プライバシー権とは自己情報コントロール権だ」という定義を文字通り受け取るなら、BさんもCさんも不法行為をしたことになる。でも、これはさすがにやりすぎだろう。

プライバシー権は、私たちの幸福にとって極めて重要な権利のはずだ。しかし、なぜ何ものなのかわからず「やりすぎ」の要求を根拠付ける怪物のようになってしまったのか。これを考えるために、まずはプライバシー権の歴史を振り返ってみよう。そうすることで、どこで失敗したのか、その原因が何なのかが見えてくるはずだ。そして、原因がわかれば、人々の幸福により貢献するようなプライバシー権構築への道筋が見えてくるだろう。

1 プライバシー権の歴史

(1) 名誉権

個人にまつわる情報の権利のうち、「名誉権」は古くから保護されてきた。名誉権とは、個人の名誉を傷つける情報を広められない権利だ。日本では、1880（明治13）年に制定された旧刑法（明治13年太政官布告第36号）に「悪事醜行ヲ摘発シテ人ヲ誹毀シタル者ハ事実ノ有無ヲ問ハス」処罰する規定（同358条）があった。

現在の刑法でも、「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する」（刑法230条）と定められている（2023年11月7日の閣議決定により、25年6月1日から懲役と禁錮を一本化した「拘禁刑」が導入される予定）。

（２）私生活情報・秘密保護権

20世紀の後半、新聞・テレビといったマスメディアが発達すると、「名誉権とは違う、個人の情報に関する権利が必要だ」という議論が出てくるようになった。なぜだろうか。

確かに、マスメディアは、メディア倫理に基づき、公共性のある情報を発信する責任を負う。しかし他方で、マスメディアは営利企業でもあり、利益を上げなくてはならない。たとえ公共性がなくても、人々が興味本位で知りたがる情報、例えば有名人の交友関係や恋愛、あるいは家庭内生活といった私生活情報を暴露すれば、新聞や出版物は売れるし、テレビの視聴率も上がる。背に腹は代えられず、マスメディアは有名人や耳目を集める事件の当事者の私生活を暴露するようになった。

私生活情報を暴露されることは、それ自体が苦痛だ。ただ、「実は芸能人Aさんと交際している」というニュースが公開されても、「政治家として賄賂をもらった」とか「実は大学に裏口から入学していた」という情報とは異なり、名誉が傷つけられたとは言えない。つまり、私生活情報をむやみに公開されて多大な苦痛を受けたとしても、「名誉権の侵害」を理由に訴えたのでは勝てない。

そこで、「私生活情報を公開されない権利」が生まれた。裁判例としては、「宴のあと」事件判決（東京地判昭和39年9月28日下級裁判所民事裁判例集15巻9号2317頁）が有名だ。この判決は、「一般人の感覚を基準として公開されることによつて心理的な負担、不安を覚えるであろう」事実の公開は、権利の侵害だと認定している。

（3）生活平穩権

また、情報の中には、他者に知られること自体は苦痛でなくても、公開されると生活の平穩が害されるものがある。その典型は、著名な芸能人の住所の公開だ。住所それ自体は単なる記号だが、住所が公開されれば、ファンが押しかける、郵便物が盗まれる、家の中を覗き見される、といったことで生活の平穩が害される危険がある。その住所が間違っていた場合には、別人の家にファンが押しかけることになるわけで、それはそれで大変迷惑だ。

こうして、「生活の平穩」が害されるような情報を公開されない権利が保護されるようになった。

(4) 個人情報 を不正利用されない権利

さらに20世紀末以降、コンピュータによる情報処理技術が格段に進歩し、それまでにはなかったような個人情報の使い方に警戒しなくてはならなくなった。例えば、市役所の生活保護担当窓口でAさんが生活困窮の相談をし、収入、資産、交友関係や生活状況を伝えたとしよう。紙と鉛筆しかない時代なら、聞き取り内容を相談対応以外の目的で使ったり、他の部局と共有したりするのはかなり難しかっただろう。

しかし、コンピュータにデータとして記録できるようになると、検索・参照・共有等が飛躍的に容易になった。もしも個人情報の利用に制限をまったくかけなければ、例えば「生活困窮者は児童を虐待する」という偏見を持った職員が、生活保護相談のデータを検索してAさんをターゲットに選り、虐待防止を口実に監視できてしまうだろう。あるいは、Aさんのデータを生活困窮者向けのビジネスを展開する企業に売却したり、ホームページで公表したりすれば、不愉快なセールの対象にされたり、貧困家庭に差別感情を持つ人から嫌がらせを受けたりするかもしれない。

こうした状況を受け、世界各国は、個人情報データをデータとして管理し利用する場合のルー

ルを定めていった。そして、1980年9月23日、OECD（経済協力開発機構）は「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告」（以下、OECDガイドライン）を採択した。この勧告で示された八つの原則は、「OECD 8原則」（表1-1）と呼ばれ、個人情報情報の利用に関する法分野ではよく引用される。

具体的には、①個人データは適法・公正に、適宜、通知・同意の上で収集されねばならない（収集制限の原則：Collection Limitation Principle）、②個人データは目的達成への関連性、目的達成に必要な正確性・完全性・最新性を保つ内容でなければならない（データ内容の原則：Data Quality Principle）、③個人データの収集・転用は目的を明確にして行わねばならない（目的明確化の原則：Purpose Specification Principle）、④個人データを目的外で開示・利用してはならない（利用制限の原則：Use Limitation Principle）、⑤個人データはセキュリティ措置で保護されねばならない（安全保護の原則：Security Safeguards Principle）、⑥個人データの開発・取り扱いの方針は公開され、個人データの存在・性質・利用目的・管理者とその住所を明確にする方法が利用可能でなければならない（公開の原則：Openness Principle）、⑦個人データの管理に当人が参加できなくてはならない（個人参加の原則：Individual Participation

表 1-1 「プライバシー保護と個人データの国際流通についての
ガイドラインに関するOECD理事会勧告」で示された
八つの原則（1980 年 9 月）

	内容
①収集制限の原則 (Collection Limitation Principle)	個人データは適法・公正に収集されねばならない。
②データ内容の原則 (Data Quality Principle)	個人データは目的達成への関連性・必要性・正確性・完全性・最新性を保つ内容でなければならない。
③目的明確化の原則 (Purpose Specification Principle)	個人データの収集・転用は目的を明確にして行わねばならない。
④利用制限の原則 (Use Limitation Principle)	個人データを目的外利用してはならない。
⑤安全保護の原則 (Security Safeguards Principle)	個人データはセキュリティ措置で保護されねばならない。
⑥公開の原則 (Openness Principle)	個人データの存在・性質・利用目的と管理者は公開されねばならない。
⑦個人参加の原則 (Individual Participation Principle)	個人データの管理に本人が参加できなくてはならない。
⑧責任の原則 (Accountability Principle)	データ管理者は①～⑦原則の実施に責任を負わねばならない。

Principle)、⑧データ管理者は①～⑦原則の実施に責任を負わねばならない(責任の原則… Accountability Principle)、という八つの原則を指す。

このガイドラインの中心的な目的は、個人データを違法・不当な目的で利用してはならないことを当然の前提とし、その利用を適法・適正な目的と関連する範囲に限定する点にある(②)。その中核は、第二原則(データ内容の原則)にあり、他はそれを確保する手段だと整理できよう(高木浩光「個人情報保護から個人データ保護へ(7) 法目的に基づく制度見直しの検討」『情報法制研究13号』2023年参照)。

目的と「関連性」があるとは、どういうことか。例えば、大学入試で支持政党を考慮することは、目的との「関連性」がない。新たなスタッフを雇用する際に、候補者のインターネット閲覧・検索履歴を考慮するのもそうだろう。不正確なデータや、古いデータに基づいて社会保障給付や課税がなされては、公正な給付・課税が実現できなくなってしまう。

どの個人データが関連性があるかは、問題となる取り扱いによって異なる。例えば、住所という個人情報、市の広報や手続き書類を届けるために利用するなら、関連性が認められる。他方、大学入試において、「神奈川県に住所を持つ者は一律10点減点」などとい

う扱いをすれば、明らかに不当だろう。このため、OECDガイドラインは、あらゆる個人情報保護の対象とする。

個人情報の違法・不当な目的での利用、あるいは適法・適正な目的であっても関連性・正確性のない個人情報の利用は、不正利用だ。こうした個人情報の不正利用されない権利も、重要な権利と言えるだろう。

(5) 適切なデータ管理システム構築請求権

さらに、OECDは、2013年7月11日にガイドラインを更新・改正した。8原則の根幹は変わっていない。しかし、技術の発展・変化によって、従来よりも多くの個人情報容易に蓄積できるようになったり、より高度なセキュリティやデータ管理のガバナンス・監視のシステムが求められたりするようになった。

そこで、新ガイドラインは、①OECDガイドラインの実行、②業務の性質に応じた調整、③適切なセキュリティ、④内部統治・監視のメカニズム、⑤問い合わせ・事故への対応計画、⑥継続・定期的監視を責任もって実行し、セキュリティ違反があった場合には当

局・当人に適切に通知することを、データ管理者に対して求めている（パラグラフ15）。

新ガイドラインに顕著なように、適切なデータ管理システムの構築は、個人情報保護分野での重要な要素とみなされるようになってきている。こうした流れを受け、今日では、個人情報報を不正利用されない権利を保障するだけでは足りず、個人データの管理者に対し、不正利用が起きる危険のないデータ管理体制の構築を求める権利が保障されなければならぬと考えられるようになった。

以上の権利をまとめたのが、次ページの表1-2である。

2 プライバシー権から人間関係構築の自由へ

（1）自己情報コントロール権の概念

さて、①⑤の権利のうち、「①名誉権」はかなり長い歴史があることから、法律家の多くが、②⑤とは別の権利だと理解してきた。これに対し、②⑤の権利はこの30年ほどの間に発展したこと、また、個人の情報の扱いについての権利であること、という共通

表 1-2 個人の情報に関する権利の発展

	権利の内容
①名誉権	社会的評価を下げる情報を開示・公表されないこと。
②私生活情報・秘密保護権	知られたくない情報を開示・公開されないこと。
③生活平穩権	生活の平穩を害する情報を開示・公開されないこと。
④個人情報 を不正利用 されない権利	不適法な収集や、目的外利用、関連性・必要性なき個人情報の利用などの禁止。
⑤適切なデータ管理 システム構築請求権	十分なセキュリティ確保など不正利用の危険のないシステムの構築。

点があり、同じ一つの権利だと考える人が多かった。

しかし、私思うに、②③⑤の権利が同じ権利だと考えようとしたところが失敗だった。これらは、それぞれ性質が違っているので、一つの権利にまとめようとする、相당한無理が生じることは想像に難くない。それは、②イチゴと③キャベツと④洗剤と⑤収納ボックスを一つのカテゴリーに分類しようとした結果、「スーパーに売っているもの」とか「とにかくモノだよモノ」といった漠然とした定義しかできなくなるのと同じことだ。

法律家は、「自己情報コントロール権」という定義を生み出した。この定義はある意味よくできている。②③⑤の権利は、確かにすべて、自己の

個人情報の収集・利用・開示・公開・加工に関するコントロール権として包摂できる。

（2）自己情報コントロール権の副作用

しかし、自己情報コントロール権という定義の副作用は大きかった。

第一に、この定義では、名誉権（①）とプライバシー権（②）（⑤）との区別がつかなくなる。名誉権とプライバシー権は異なる権利というのが一般的な理解だが、自己情報コントロール権の定義では、名誉権（①）もまた、自己の社会的評価に関わる情報であるという意味で、自己情報の一種に含まれてしまう。

この点は、「名誉権もプライバシー権に含めてしまえばよい」という対応もあり得るかもしれない。しかし、冒頭でも述べたように、プライバシー権が何のための、どのような権利なのか、わからなくなってしまう、という第二の問題は深刻だ。社会的評価を守るためのものなのか、生活の平穏を守るためのものなのか、個人データが流用されて差別に使われないことなのか。非常に漠然として、この権利が何ものなのか、わからなくなってしまう。

そこで、持ち出されるのが、「個人情報そのものが守られなくてはならない」という開き直りだ。「個人情報同意なしに伝わったり、使われたりする状態は、個人の所有物を同意なしに盗むのと同様に、すべて悪いことなのだ」と考えれば、一応、個人情報コントロール権が保護すべき法益を説明したことになる。しかし、これはトートロジーにすぎず、何も説明していないのではないか？

そして、このトートロジカルな保護法益論は、第三の問題を招く。それは、権利の射程範囲が広すぎて、不合理な結論を導いてしまうことだ。冒頭で紹介したノートの貸し借りの事例を思い出してほしい。「個人に関する会話をするには、すべて同意をとらないといけない」という社会に、あなたは耐えられるだろうか。かといって、「この状況なら、普通の人は同意するからいいじゃないか」ということにすれば、プライバシーに関する「同意」が実質を伴わない「黙示」「推定」「形の上」のものとなってしまう。これでは、プライバシー権を保護した意味が雲散霧消するだろう。

これは、二つの系統の権利が混同された結果と言える。何かをコントロールする権利の保護対象は、性質上、コントロールする必要性が高く、またコントロール可能性が高いも

のに限定される。情報で言えば、秘匿性が高く、公開されていない（公開されるとコントロール可能性は著しく弱くなる）情報だ。それらは、プライバシー固有情報、あるいはセンシティブ情報と呼ばれる。

他方、どんな個人情報でも、あるいは公開された情報であっても、不正に利用される可能性はある。例えば、性別は髪型や服装などで自ら開示することの多い情報だし、男女別スポーツの選手はそれを公式に公開していたりする。しかし、性別情報を性差別に使うことは不正だろう。だから、不正利用されない権利の保護対象は、あらゆる個人情報に広げなくてはならない。

このように、個人の情報に関する多様な権利を一つの権利にまとめようとすれば、無理が生じる。では、どうすればよいのか。自己情報コントロール権という定義をやめて、②⑤を別々の根拠に基づく、別々の権利と整理した方が、よほど素直でわかりやすいのではないだろうか。単純な表にまとめられたことからわかるように、それはさほど難しいことではない。

③ プライバシー権のどこが好きだったのか？

さて、こうして整理した上で、「はじめに」のはじめで述べたことに戻りたい。プライバシー権をめぐる議論は混沌としているにもかかわらず、多くの人はプライバシー権をとっても大事なものと感じている。私自身、この権利には思い入れがある。それはなぜなのかを考えてみれば、この権利の本質をより深く理解できるのではないだろうか。

②～⑤の権利が別々の権利だとすると、どの権利に魅力を感じたのかを考えてみるのがよさそうだ。といっても、人々が何を感じたかはわかりようもないので、自分のことを振り返ってみよう。

私がプライバシー権に強く惹かれたのは、「②私生活情報・秘密保護権」と「③生活平穩権」は「人間関係構築の自由」のためにある、ということを学んだときだった。

人間関係構築の自由を保護するには、自分の情報を誰にどこまで開示するかを自分で決められなくてはならない。なぜなら、人間関係は、それぞれの情報を交換し合うことで深まっていくからだ。初めて関係を取り結ぶときには、名前や仕事、出身地といった、当たり障りのない情報を交換する。仲が深まっていけば、電話番号やLINEのアカウントな

どを交換して、さらにお互いのことをよく知るようになる。特別に親密になれば、自分の家族のことや病歴など、センシティブな話題にも触れるようになる。

こうした人間関係を深めるプロセスを考えれば、「②私生活情報・秘密保護権」を保護すべき理由は、よく理解できるだろう。また、望まない人物から望まない人間関係を強引に迫られるを防ぐためには、住所等の情報も保護する必要があり、「③生活平穩権」が導かれる。ただ、ここで保護しているのは、情報そのものではなく、まさに「人間関係構築の自由」なので、「③生活平穩権」は「人間関係選択権」などの名称にした方がわかりやすいかもしれない。

ちなみに、「人間関係構築の自由を保障する」という目的から、「④個人情報を不正利用されない権利」についても一定の説明はできる。例えば、市役所が、介護関係で取得した個人情報、市立大学の入試や建築関係の処分といった、まったく関係のない目的で流用した場合に、「市役所とそのような関係を結ぶ目的で介護関係の情報を提供したわけではないから、人間関係構築の自由の侵害だ」と説明できるだろう。

ただ、④の権利が保護する範囲は広い。「不正利用」には多くの種類があるためだ。例

えば、クレジットカードの情報を厳密に管理してもらう権利は、人間関係構築というよりも「財産権の保護」と理解した方が端的だし、差別の対象になりそうな属性情報を秘匿してもらう権利は「差別されない権利」として理解した方が、当事者の辛さをより理解できるだろう。そうすると「④個人情報をも不正利用されない権利」を保障する根拠は、一つに絞らない方がいい。あえて言えば、不正に扱われない、ということになるだろう。

（４）プライバシー権の今後

さて、私が感銘を受けたプライバシー権とは、②や③の背景にある「人間関係構築の自由」だったことがわかった。それを踏まえて、プライバシー権の今後についてまとめてみたい。

まず、ここまで見てきたように、「プライバシー権」の名称の下に包摂される権利は膨大で、概念も混沌としている。プライバシー権の研究を追ってみても、私生活情報の公開の限界を論じるものから、ネット閲覧履歴やライフログの扱い方、AIによるビッグデータ処理に関心を寄せるものまで多様だ。

私としては、これまでプライバシー権と呼ばれてきた②③⑤の権利をそれぞれ区別して、個々にどんな対応をするのが適切かを議論するのが有益だと思う。それらを「個人情報コントロール権」とまとめたところで、議論が深まるわけでもない。ただ、長年親しまれてきた「プライバシー権」という言葉を廃棄するのは難しく、「個人の情報に関する多様な権利の総称」程度の意味で使うようにしていくしかないかと思う。

⑤ 人間関係構築の自由へ

また、他方で、②や③の権利の発展を促してきた「人間関係構築の自由」のコンセプトには、強い魅力がある。この「自由」に着目することで、個人情報に関する権利以外にも、人々が幸福に生きるのに必要な様々な権利を根拠付ける可能性がある。この点について、もう少し説明しておこう。

人間関係構築の自由とは、交流したい人とは交流し、交流したくない人とは離れる自由だ。このうち「交流したい人との交流」は、自由が保障されさえすれば、個人で勝手に実現できる。これに対し、無理に交流を求めてくる人から離れるためには、個人に「逃げる

自由」を保障するだけでは足りず、積極的な対応が必要だ。

抽象的に過ぎるので、具体例を示そう。DV（恋人や配偶者間暴力）・虐待・ストーカー・いじめ・セクハラ・パワハラ等は、いずれも、外部の目が届きにくい空間で起きる。こうした空間では、物理的力、経済力、指導権限などを背景に、支配・被支配の関係が生じやすい。被害者が「この関係から離れたい」と思っていたとしても、物理的・心理的にできなくなってしまう。支配が進めば、「離れたい」という気持ちすら持てなくなってしまうこともある。

人間関係構築の自由は、人間関係を邪魔されない自由を保障するだけでなく、加害者から逃れる権利や、それを国家に支援してもらえ権利を保障しないとうまく確保できない。そうだとするなら、「人間関係構築の自由」から、「関わりたくない人に個人情報を開示されない権利（②・③）」だけでなく「加害者との人間関係の強制から逃れる権利」も導かれる、という議論ができるのではないだろうか。

このような視点から、いじめ防止対策推進法やDV防止法を考えると、これらの法をどのような方向に発展させていけばよいかもよくわかる。現在、これらの法律は、ごく大雑

把に言えば、暴力などの明白な加害があった場合に、加害者からの切り離しを支援する内容となっている。しかし、「人間関係構築の自由」の考え方からするなら、たとえ暴力等がなくても、「この人と離れたいのに離れられない」という場合には、関係を離脱できるような支援に発展していくべきと思われる。

現在の法律のように、加害の立証がない限り離脱を許さないとしたのでは、辛い思いをしているにもかかわらず、救われない人が大量に出てきてしまう。確かに、加害者を罰する要素があるのであれば、十分な立証が不可欠だ。しかし、人間関係構築の自由が奪われている人に、それを回復するのが目的なのであれば、本人が「離れたい」と考えているという事実をもって、それを実現することが許されるはずだ。

人間関係の強制は重大な権利侵害だ。法は、人に何らかの行為を要求することはできても、人間関係そのものを強制することなどできるはずがない。人間関係の離脱により何らかの不都合が生じたとしても、それは金銭的に解消するのが、法律の大原則だろう。

おわりに——幸福な人間関係

憲法13条後段は「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定める。この「幸福追求に対する国民の権利」という文言が、プライバシー権が憲法で保障される根拠とされてきた。

冒頭に挙げた例を見れば思い浮かぶように、過剰な自己情報コントロール権は、かえって、私たちを不幸にする。

私自身がプライバシー権のどこが好きだったかを考えてみると、「人間関係構築の自由」というコンセプトに魅力を感じたことがわかった。そして、その自由の理念からは、個人情報に関する権利の発展とは別に、「望まない人間関係からの離脱を支援してもらえる権利」を発展させるべき、という方向性が見えてくる。

人間関係を強制されては、自分らしく生きることなど不可能だ。人々の幸福を実現しよ

うと思うなら、社会は、人間関係構築の自由の重要性と向かい合い、制度を再構築する必要がある。

幸福の憲法学

木村草太

発行：集英社インターナショナル（発売：集英社）

定価：968 円 (10%税込)

発売日：2025 年 4 月 7 日

ISBN：978-4-7976-8155-0

ネット書店でのご予約・ご注文は [こちらからどうぞ！](#)